



福岡県医第1104号(地)
平成22年 8月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

北九州市乳幼児等医療費支給制度の改正及び北九州市乳幼児医療証、
重度障害者医療証及びひとり親家庭等医療証の更新について

今般、北九州市より、子育て家庭に対する一層の経済的支援を図ることを目的に現行の乳幼児等医療費支給制度を下記1のとおり改正し、本年10月1日より施行する旨、別紙1のとおり通知が参りましたのでお知らせいたします。

また、北九州市乳幼児医療証、重度障害者医療証及びひとり親家庭等医療証について、下記2のとおり医療証の更新が行われる旨についても別紙2のとおり通知が参りましたので併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 乳幼児等医療費支給制度の改正について

- 1) 改正医療制度・・・乳幼児等医療費支給制度
- 2) 改正期日・・・・平成22年10月1日
- 3) 改正内容

① 対象者

入院医療費の助成対象者を小学校3年生までであったものを、小学校6年生までに拡大する。

② 自己負担

小学校就学前までの乳幼児は、通院、入院ともに自己負担なし。
小学校1年生から6年生までの入院費については、区役所での償還払いとなるので、一般の方と同様に窓口負担(保険診療の3割)を徴収すること。

③ 医療証

小学校1年生から6年生の児童については、医療証の交付なし。

④ その他

その他留意点等につきましては、別紙１－２及び１－３をご参照下さい。

２． 医療証の更新について

更新する医療証明

	乳幼児医療証 (３歳～就学前)	ひとり親家庭 等医療証	ひとり親家庭等 医療証(寡婦用)	障 重度障害者医 療証	後障 重度障害者医 療証
更新時期	H22. 10. 1	H22. 10. 1	H22. 10. 1	H22. 10. 1	H22. 10. 1
医療証の色	白色 (赤色字)	オレンジ色	うぐいす色	白色 (青色字)	白色 (黒色字)
有効期限 ※年齢到達によ る制限がある場 合は、その有効 期間)	H22. 10. 1 から H23. 9. 30 まで	H22. 10. 1 から H23. 9. 30 まで	H22. 10. 1 から H23. 9. 30 まで	H22. 10. 1 から H23. 9. 30 まで	H22. 10. 1 から H23. 9. 30 まで

※年齢到達による制限がある場合、各月１日生まれは誕生日の前月末日までが期限となります。

※自己負担については、医療証に記載しています。

※０～２歳用の乳幼児医療証（水色）については、３歳の到達月に新しい医療証を交付します。

３． 問合せ先

北九州市子ども家庭局子育て支援課

保健福祉局障害者福祉課

TEL 093-582-2410

北九州市支第531号
平成22年8月11日

関係各位

北九州市長 北橋 健治

北九州市乳幼児等医療費支給制度の改正について（お知らせ）

平素から本市の福祉医療制度につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

北九州市では、子育て家庭に対する一層の経済的支援を図る観点から平成22年10月1日より乳幼児等医療費支給制度の改正を行うことになりました。

制度の改正内容等について、詳しくは別紙を参照してください。

ご質問等ございましたら、担当までご連絡ください。どうぞよろしくお願いいたします。

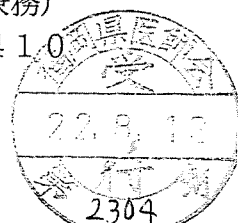
記

1. 改正医療制度…乳幼児等医療費支給制度
2. 改正期日…平成22年10月1日
3. 添付資料…① 改正内容について
② 北九州市福祉医療制度改正概要（新旧対照表）

<連絡先>

北九州市子ども家庭局子育て支援課
保健福祉局障害福祉課
担当：遠藤（両課兼務）

TEL 582-2410



《改正内容について》

【乳幼児等医療費支給制度】

(1) 対象者

入院医療費の助成対象者を小学校3年生までとじていましたが、小学校6年生までに拡大します。

※通院医療費の助成対象者は、小学校就学前までの乳幼児です。

(2) 自己負担

小学校就学前までの乳幼児は、通院、入院とも自己負担はありません。

小学校1年生から6年生までの入院医療費については、区役所での償還払いとなりますので、一般の方同様に医療機関の窓口では、自己負担額（保険診療の3割）を徴収してください。

(3) 医療証

小学校1年生から6年生の児童については、医療証を交付しません。

【その他】

- ・ 小学校1～6年生の入院医療費の助成について、医療機関窓口において対象者にご案内いただきますようお願い致します。
- ・ 各医療証（乳幼児・ひとり親・重度障害者）は、毎月必ず受給者から提示してもらい、住所・氏名、有効期間、受給者番号等を確認してください。前回確認した医療証の有効期間中でも、新しい医療証を交付されていることがあります。
- ・ 診療報酬明細書（レセプト）が社会保険（全国健康保険協会・各健康保険組合等）から返戻になった場合、本市へ連絡してください。本市提出分のレセプトを返戻します。社会保険から本市に対しレセプト返戻の連絡がないため、本市では社会保険から返戻があったことは把握できませんので、ご注意ください。
- ・ 社会保険へ提出するレセプトの余白部分に、手書き、ゴム印等で『乳障親有り』の記載をお願いします。本市で作成していないレセプトで提出される場合、保険者提出分のレセプトには「乳障親」の表示がないため、福祉医療受給の方とわからないというご意見を保険者からいただいております。

《 北九州市福祉医療制度改正概要 》

【平成22年9月以前】

【平成22年10月以降】

乳幼児等医療費支給制度	対象者	0歳～小学校3年生 ※ 小学校1～3年生は入院のみ対象…払い戻し	0歳～小学校6年生 ※ 小学校1～6年生は入院のみ対象…払い戻し
	自己負担	0歳～小学校就学前:なし 小学校1年生～3年生:1医療機関あたり 入院1日500円(月上限7日)	0歳～小学校就学前:なし 小学校1年生～6年生:1医療機関あたり 入院1日500円(月上限7日)

ひとり親家庭等医療費支給制度	対象者	母子家庭の母と児童 父子家庭の父と児童 父母のない児童 *一人暮らしの寡婦(経過措置対象者のみ平成23年9月まで) ※新規申請は受付できません	改正なし 改正なし
	自己負担	1医療機関あたり 通院:800円/月(上限) 入院:500円/日(月上限7日) *一人暮らしの寡婦(経過措置) 1医療機関あたり 平成21年10月～平成22年9月 通院:1,000円/月(上限) 入院:12,000円/月(上限) 平成22年10月～平成23年9月 通院:2,000円/月(上限) 入院:24,000円/月(上限)	改正なし

重度障害者医療費支給制度	対象者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院は対象外)	改正なし
	自己負担	訪問看護基本利用料の1割 (月上限8,000円を超えた場合は払い戻し)	改正なし

※ 下線部分を変更

北九州市支第528号

平成22年8月11日

関係各位

北九州市子ども家庭局子ども家庭部
 子育て支援課長 松成 幹夫
 北九州市保健福祉局障害福祉部
 障害福祉課長 藤村 修

北九州市乳幼児医療証、重度障害者医療証及びひとり親家庭等医療証の更新について（お知らせ）

平素から本市の福祉医療制度につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、このたび次のとおり医療証の更新を行いますのでお知らせいたします。

ご質問等ございましたら、担当までご連絡ください。どうぞよろしくお願いいたします。

記

2 1 更新する医療証

	乳幼児医療証 (3歳～就学前)	ひとり親家庭等 医療証	ひとり親家庭等 医療証(寡婦用)	障 重度障害者 医療証	後障 重度 障害者医療証
更新時期	平成22年10月1日	平成22年10月1日	平成22年10月1日	平成22年10月1日	平成22年10月1日
医療証の色	白 色 (赤色字)	オレンジ色	うぐいす色	白 色 (青色字)	白 色 (黒色字)
有効期間 (※年齢到達による制限がある場合は、その有効期間)	平成22年10月1日 から 平成23年9月30日 まで	平成22年10月1日 から 平成23年9月30日 まで	平成22年10月1日 から 平成23年9月30日 まで	平成22年10月1日 から 平成23年9月30日 まで	平成22年10月1日 から 平成23年9月30日 まで

※ 年齢到達による制限がある場合、各月1日生まれは誕生月の前月末日までが期限となります。

※ 自己負担については、医療証に記載しています。

※ 0～2歳用の乳幼児医療証（水色）については、3歳の到達月に新しい医療証を交付します。

<連絡先>

北九州市子ども家庭局子育て支援課

北九州市保健福祉局障害福祉課

担当：遠藤（両課兼務）

・ TEL 582-2410

